平成２８年（フ）第９０号
高知市西秦泉寺371番地
債務者　柳村　優子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１６３２号
大阪府豊中市東豊中町４丁目15番26号201号、前住所大阪府豊中市東豊中町１丁目７番７号
債務者　武田奈穂子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７１１号
大阪市東淀川区南江口２丁目６番１―1104号
債務者　山本　　幸
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１７３１号
大阪市住之江区新北島４丁目１番１―619号
債務者　藤田　優子
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４１６号
東京都八王子市散田町３丁目13番５号加藤ビル301号
債務者　品川　直子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４３０号
東京都羽村市羽東２丁目６番１号レジデンス第７石川106
債務者　豊田かおり（旧姓田邉）
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３４号
愛知県豊川市東豊町２丁目85番地
債務者　深川　美香
1　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月11日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第４号
大分県速見郡日出町大字豊岡244番地１
債務者　松川五織理（旧姓松尾）
1　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月15日午前11時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第２０３号
静岡県島田市金谷坂町2416番地の12
債務者　小沢　和子
1　決定年月日時　平成28年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年７月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２７年（フ）第９５１号
千葉県船橋市西船３丁目３番21―205号
破産者　安達　佑介
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第９５４号
千葉県市原市姉崎1319番地　小泉アパート
破産者　苅米美津子
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５号
奈良県宇陀市榛原萩原1703番地
破産者　横田　美幸
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１０６号
最後の住所　奈良県宇陀市菟田野佐倉808番地の３
破産者　小倉工房こと　被相続人亡小倉正実相続財産
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第１９８号
奈良県北葛城郡王寺町本町５丁目669番地の１
破産者　大協プラスチック化工株式会社
1　決定年月日　平成28年５月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第５３４号
千葉市緑区土気町1630番地18　グリュック202号
破産者　藤井財八郎
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６１５号
静岡市清水区由比町屋原192番地の４
破産者　菱清産業株式会社
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３号
大分県佐伯市鶴岡町１丁目７番19号
破産者　國護建設株式会社
1　決定年月日　平成28年５月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所佐伯支部破産係